

# 近代編

明治前期の春野

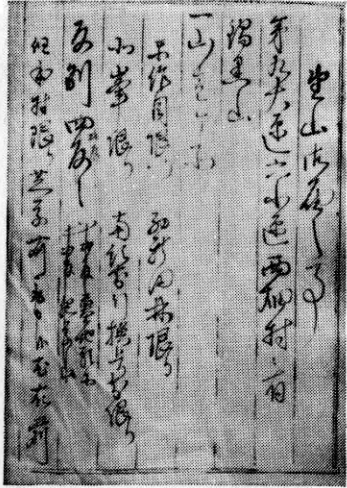
近代的な地方制度の出発

**戸長制** 明治維新後地方制度に改変が加えられたのは、まず高知藩のもとで、明治三年（一八七〇）五月庄屋の職名が廃止となり、新たに郷正が任命されたことである。この時数村に一人の郷正へと整理が行なわれたので、庄屋役宅は明き屋となり、庄屋には出身地に帰った者もあって、村人たちに新しい時代の到来を知らせる。ついで翌四年（一八七二）二月郷正改め郷長となったが、廢藩置県とともに同年十月戸長となる。これとともに副戸長、村用係、世話掛と村落制は戸長中心に組織立てられる。戸長制はその後約二十年、市制町村制の実施まで村落施政を代表するものであって、近代的な地方制度の胎動期として、多くの重要な歴史を展開する。

さて、二十年に及ぶ戸長制はさらに三期に区分される。すなわち区制、大小区制、郡区町村制であって、主として村落区域の変遷であるが、また地方制度前進への過程を示すものとも受け取られる。まず明治四年（一八七二）九月の区制のうち、春野地方の分を抄出すれば左のとおりとなる。

第十八区（弘岡上ノ村）、第十九区（弘岡中ノ村）、第二十区（弘岡下ノ村）、第二十一区（秋山村）、第二十二区（西分村芳原村）、第二十三区（内谷村横浜村瀬戸村）、第二十七区（東諸木村同浦）、第二十八区（西諸木村甲殿村同浦）、第二十九区（仁ノ村同浦西畑村）、第三十区（森山村新川町中島村）  
（高知県史編纂事務局吉田万作氏調査）

大体近世村落の範囲に従いながら、部分的には数村を合して区を編成する。根強い近世村落単位の団結を示すとともに、そうした伝統を利用しながら村落施政を進めたことがわかる。区制は明治八年（一八七五）の大小区制



大小区制関係文書  
(春野町役場蔵)

まで約五年間行なわれるが、この間に多くの重要な政治が打ち出される。まず同年四民平等によって身分制が廃止となる。これは後述の地租改正とともに、農村から、地主として残った郷士を除いて武士の勢力を完全に駆逐するもので、近代化の礎石となるものであった。これによって、長い年代を謂れなき差別に苦しめられた人びとも、平民として一般農工商と同一待遇をえる。近世三百年の希望が叶えられたものであったが、政府はこれに何等の適切な助成等の行政的処置を取らなかつたので、未解放部落として残されるにいたつたが、自由と平等をめざしての奮起は、大正期にいたつて新しい歴史をつくる。後述するところである。

また戸長の名称が、戸籍作成を主たる任務としたからと云われるように、近代国家の基礎的帳簿として、人民を詳細に登録した戸籍が作られる。完成の年明治五年(一八七〇)を記念して壬申戸籍といわれる。庄屋施政下にも宗門改め等によって、戸籍に類する帳簿が作製されたが、ここにいたつてはるかに完備したものとなる。また後述のように、地租改正は戸長役場を中心に進められ、その結果にもついで地租等納税事務は、戸長役場の最重要のものとなる。さらに徴兵令が布達され、明治七年(一八七四)から、徴兵関係の官吏が高知県に出張検査を行なう。春野地方の人びとははじめ高知に、郡役所設置後は伊野に出て検査を受ける。少し後であるが、森山村新川に居住した医師清川正胤は、明治十四年(一八八一)の比較的詳細な検査記録を残している。「清川家文書」。それによれば、徴兵検査が僅かとはいえ国民の保健衛生向上に果した役割が示されている。徴兵制については、明治十年(一八七七)六月の立志社建白に、「専制政治を以て徴兵の令を行い且つ定むべからずして、立憲の政体を以て始めて行い且定むべき所以」「土佐国民情一」とあるように、多くの批判があり、後述の学制実施を含めてこれら一連の近代的施策が、すべて戸長制のもとに進められたので、戸長は村民とくに保守的な人びとの怨府となつたものである。

さて明治八年(一八七五)五月実施の大小区制では、春野地方は左表のように編成される。

第九大区	第三小区	弘岡上、同中、同下の各村
〃 〃 〃	四 〃 〃	(横浜、瀬戸)内谷、東西諸木、西分、芳原の各村
〃 六 〃 〃		甲殿、秋山、森山、西畑、仁ノの各村

(調査者 前出)

大小区制では大区に区長、副区長、小区に戸長、副戸長等を置いたが、とくに大区は後の郡の設置に連なる。小区も前述区制を相当統合しているが、行政の能率を図つたからであろう。県は同年四月「管内区戸長職務規則」を布達し、「官民の間立って、上意を下達し下意を上達し、人民の方向を誘き、人間本分の職務を尽さしむるを要す」「高知県史料」と総括し、詳細に任務を示す。この時点から地方行政制度の整備は一段と進む。

明治十一年(一八七八)十二月公布、翌十二年(一八七九)実施の郡区町村編成法は、府県会規則、地方税法と合せていわゆる三新法と呼ばれ、地方政治の更に前進となる。大小区制は廃止され、春野地方の場合吾川郡の管轄内に左の村々が行政区分となる。

- 弘岡上ノ村、弘岡中ノ村、弘岡下ノ村、西分村―芳原村、東諸木村、西諸木村―甲殿村、内谷村―横浜村―瀬戸村、秋山村、仁ノ村―西畑村、森山村―中島村

この区分は明治四年(一八七二)の区制に近い。旧村の団結に戻したとも云える。なお右の―線で結んだのは連合戸長を

